

市立ひらかた病院
院内保育施設運営業務委託仕様書

1. 業務場所

大阪府枚方市禁野本町2丁目14番1号 市立ひらかた病院院内保育施設

2. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、業務開始日は令和4年4月1日とし、契約締結日から令和4年3月31日までは引き継ぎ期間とする。

3. 委託業務の内容

委託業務の内容は、市立ひらかた病院に勤務する職員が保護者である乳幼児を対象とした保育（沐浴を含む）業務、及びこれに係る庶務事務、給食（調理業務を除く）、保護者との連絡管理、施設の清掃及び管理業務、運営可能な行事の実施をおこなうこととする。

(1) 運営曜日

月曜日から金曜日まで（ただし、保育児童数が月初から1月を通じて0人の場合は、その月の運営そのものを行わないものとする。）

(2) 休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び年末年始。（12月29日から1月3日まで）

(3) 運営時間

① 基本保育時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。

② 市立ひらかた病院（以下「発注者」という。）が発注者の業務上必要と認める時は、午前7時30分から午前8時00分、午後6時00分から午後9時00分までの間で時間外保育時間を設定することがある。その場合は、発注者と受注者で協議を行うものとする。

③ 月曜日から金曜日までの間（休業日を除く）において、「発注者」が指定する2曜日においては、午後6時00分から翌午前8時00分までとする。

4. 保育児童の範囲

保育児童は、生後57日以降から6歳未満（小学校就学前）までの乳幼児で、枚方市病院事業管理者が入所を許可した児童とする。

5. 保育児童数

定員10名

6. 業務運営方法

受注者は、児童福祉法（以下「法」という。）並びに認可外保育施設指導監督基準（以下「基準」という。）、その他法令、通知等を遵守し院内保育業務の運営を行うこと。

また、院内保育業務の運営が円滑に推進され、次代を担う子供たちの、健やかな成長を図るため万全を期すること。

7. 業務運営体制

- (1) 受注者は、保育所を適正に運営するため、総括責任者（保育所等において5年以上の実務経験があり、また、責任者として1年以上の実績を有する者）1名を専任配置し、責任体制を明確にするとともに、発注者との連携及び調整を行うこと。なお、総括責任者は保育従事者でもかまわない。
- (2) 受注者は、法並びに基準に基づき、保育児童数に応じた保育士の配置を行なうこと。
- (3) 保育士資格者の配置基準については枚方市認可外保育施設指導監督指針及び枚方市認可外保育施設指導監督基準に基づくこと。また、配置基準を満たさず看護師のみ、または無資格者の配置はできない。
- (4) 保育士等の配置数は、月初の保育児童数により決定すること。（保育児童数が月初から1月を通じて0人の場合は、3(1)(2)に示す運営曜日の午前8時30分から午後5時00分までの間において、総括責任者又はこれに代わる者を1名配置すること。）
- (5) 月途中での入所希望、臨時利用希望に対しては、保育士の加配を含め柔軟に対応すること。
- (6) 保育士1名で保育を行うことがないよう配慮すること。
- (7) 月曜日から金曜日までの間（休業日を除く）における、「発注者」が指定する2曜日の午後6時00分から翌午前8時00分までにおいて、保育児童数が0人の場合は、運営を行わず、保育士を配置しない。

8. 受注者の責務

(1) 児童の安全管理

受注者は、児童の安全衛生確保のため、保育士に対する教育の実施、施設・器具等の管理、その他安全衛生確保の管理に十分留意しなければならない。

(2) 事故発生時の対応

保育所の運営管理にあたり事故が発生した場合は、受注者が対処するものとする。

(3) 守秘義務

受注者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者にもらしてはならないこと。契約の終了又は解除後においても同様とする。

(4) 業務従事者の身分の明確化

受注者は、業務従事者に統一した制服（名札を含む）を着用させ、病院職員及び他の業者との明確な区分ができるようにすること。

(5) 業務従事者の健康診断

受注者は、法並びに基準に基づき、業務従事者の健康診断を行い、発注者に報告するものとする。

(6) 計画書の提出

① 受注者は、契約締結後速やかに業務従事者名簿を発注者に提出すること。また、業務従事者に変更があったときも同様とする。

② 受注者は、業務の遂行について、業務従事者の勤務計画書、月間行事予定表を当該月の前月25日までに発注者に提出すること。

③ 計画書の様式は、別途定める。

(7) 管理記録書類

① 受注者は、毎日の業務終了後、業務日誌に必要事項を記入のうえ、発注者に提出すること。

② 管理記録書類の様式は、別途定める。

(8) 業務従事者に対する指導教育

受注者は、業務の実績に係って、業務従事者に対し基本的人権についての正しい認識をもって対応できるように適切な研修等の指導教育を行わなければならない。

9. 業務従事者の責務

- (1) 保育室等は常に清潔の保持に努めること。
- (2) 保育室等には、業務上必要な物品以外は持ち込まないこと。
- (3) 業務従事者の更衣、休憩は病院の指定した場所において行うものとする。

10. 損害賠償

- (1) 業務履行中に業務従事者が負傷若しくは死亡することがあっても、発注者は一切の責めを負わない。
- (2) 受注者は、業務の履行について発注者が指定する損害賠償責任保険に加入し、発注者に対して損害賠償責任保険契約の写しを提出しなければならない。
- (3) 保育児童に損害を与えた場合、施設・設備に起因する損害は発注者の損害責任とし、保育に起因する損害は受注者の賠償責任とする。

なお、保育児童等から提訴された場合は、発注者・受注者の間で協議をするものとする。

11. 費用負担

(1) 発注者の負担

- ① 業務の遂行に必要とする電気・水道等の光熱水費及び電話の使用料。
- ② 業務の遂行に必要とするベッド・歩行器・机等の備品。
- ③ 業務の遂行に必要とする給食用具・洗剤・哺乳瓶等の消耗品。
- ④ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用。

(2) 受注者の負担

- ① 業務に従事する職員の健康管理に係る費用。
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に係る費用。
- ③ 業務に従事する職員の被服費。
- ④ 日常業務に必要な消耗品料及び保育材料。
- ⑤ 14の(1)(2)の引き継ぎに要する費用

※上記以外の負担区分が不明確なものについては、発注者・受注者が協議のうえ決定するものとする。

12. 事業負担区分

番号	項目	受注者	病院	保護者
1	入所案内等作成	○		
2	入所の決定事務		○	
3	保育日時予定表作成			○
4	上記3の提出先	○		
5	保育日時(変更、休み、延長保育等)の連絡先	○		

6	名簿管理等	○		
7	保護者会の開催等	○		
8	運営協議（仮称）の開催		○	
9	保育料の計算、集計	○		
10	保育料の徴収		○	
11	給食・ミルク・おやつ決定、提供（給食業務）		○	
12	保育に係る苦情の対応	○		
13	乳幼児の賠償責任保険への加入	○	○	
14	おむつ、着替え、布団上下、毛布、タオルケット、バスタオル、汚物入れ等			○
15	ゴミ袋、トイレトーパー、救急用具、保育材料（おもちゃ、絵本等）等	○		
16	什器・備品購入		○	
17	施設・設備の修繕・維持管理費		○	
18	施設維持のための適切な管理（清掃等）	○		
19	保育施設に必要な初期遊具・備品関連全般費用		○	
20	その他 ※契約時に定める			

1.3. 委託料の請求及び支払方法

本件は、各月末締めをもって受注者の請求により精算するものとし、請求及び支払方法は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者に保育所月間報告書の確認を受けた後、保育運営契約単価にそれぞれの配置時間を乗じた金額を算出する。
- (2) 受注者は、保育運営契約単価の他に、事務費等の基本月額を設定することができる。
- (3) 受注者は、1.3の(1)(2)によって算出した毎月の委託料明細及び請求書を翌月10日までに発注者に提出することとし、発注者は翌月末までに受注者の指定口座に振り込むものとする。消費税については、各月の業務に応じ、精算額に税率相当額を上乗せして支払う。
但し、1円未満の端数を乗じた場合は切り捨てるものとする。

1.4. 業務受託者変更に伴う引継ぎ業務

- (1) 受注者は本業務の履行開始日から円滑に業務が行えるよう、契約締結後速やかに発注者の指示に従って、前受注者より十分な引き継ぎを受けること。
- (2) 契約の更改又は契約解除等により業務委託者に変更があった場合は、本件業務受注者は、本業務が引き継ぎ円滑に遂行できるよう、次の業務受注者に対して適切な業務引き継ぎを行うこと。

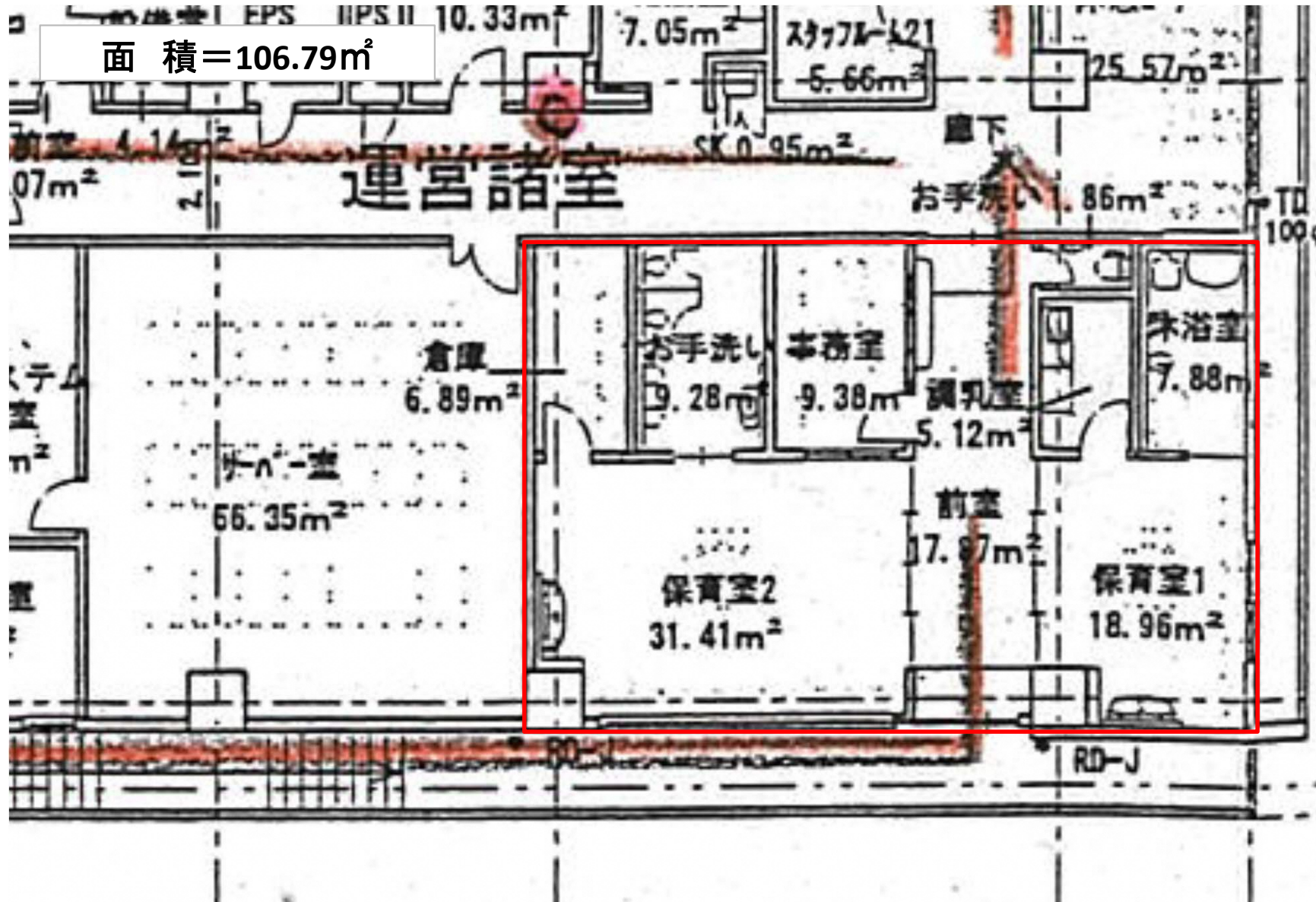
1.5. 受注要件

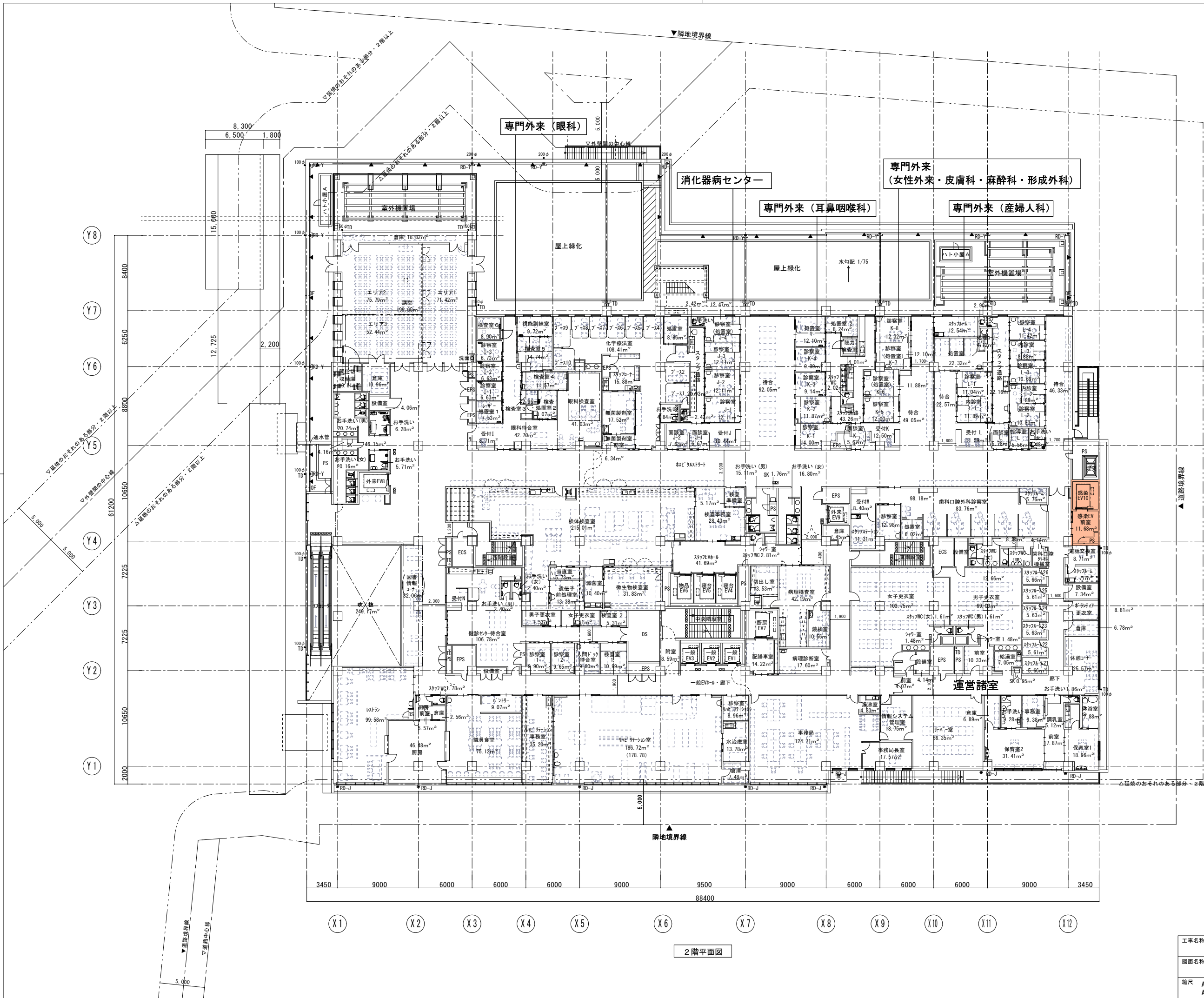
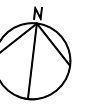
病院施設において、1年以上の院内保育施設運営業務の元請としての履行実績を有すること。

1.6. その他

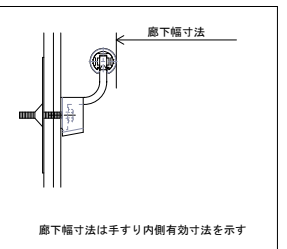
本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が別途協議のうえ定めるものとする。

面積=106.79m²





感染症病棟



凡例	記号	説明
TD	タテトイ	特記なき限り125φ
RD-J	タテトイ	中継ドレイン
RD-T	縦型ドレイン	
RD-Y	横型ドレイン	
OF	オーバーフロー管	(SUS304)
▲	丸理	

2階平面図

工事名称	市立枚方市民病院改築工事 (新病院建築工事)	図面番号	A-032
図面名称	2階平面図	市立枚方市民病院	経営企画課
縮尺	A1 1/200 A3 1/400	設計番号	